

第 43 回 滋賀地方労働審議会・議事録

開催日時	令和 3 年 9 月 15 日(水)午前 10 : 30 ~ 11 : 10 Web 会議
出席状況	公益代表委員 出席 5 人 (定数 6 人) 労働者代表委員 出席 6 人 (定数 6 人) 使用者代表委員 出席 5 人 (定数 6 人)
主要議題	1. 地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画について 2. その他
古川雇用環境改善・ 均等推進管理官	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまより第 43 回滋賀地方労働審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。7 月に引き続き審議会ということでありありがとうございます。</p> <p>進行させていただきます私、滋賀労働局の古川と申します。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日の審議会につきましては、令和元年 10 月 1 日を始期といたします第 10 期委員の皆さんによる今年度第 2 回目の審議会となります。</p> <p>本日は審議会委員 18 名のうち公益代表委員の坂田委員と使用者代表委員の藤野委員におかれましてはご欠席という連絡をいただいておりますので 16 名でご審議をいただくこととなります。</p> <p>事前に送付しております出席者名簿、何度も訂正があつて申し訳ございませんでした。</p> <p>最初の出席者名簿では藤野委員は出席予定となっておりますが、急遽欠席となりましたのでご報告させていただきます。</p> <p>音声チェックを兼ねて委員の皆様改めて紹介をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>お手元の委員名簿の順番にご紹介をさせていただきますので、マイクは OFF のままで結構ですので、今こちらの方で皆さんの顔が確認できており、会釈等でお答えいただければと思ひますのでよろしく願ひいたします。</p> <p>最初に公益代表委員でございます。</p> <p>京樂委員です。</p> <p>手島委員です。</p> <p>古川委員です。</p> <p>松田委員です。</p> <p>山本委員です。</p> <p>続きまして、労働者代表委員です。</p>

<p>待鳥滋賀労働局長</p>	<p>阿部委員です。 池内委員です。 大江委員です。 太田委員です。 田中委員です。 吉村委員です。 続きまして使用者代表委員になります。 大崎委員です。 川添委員です。 佐藤委員です。 堀江委員です。 松田委員です。 続きまして、労働局側の紹介をさせていただきます。 労働局長の待鳥でございます。 職業安定部長の木藤でございます。 雇用環境・均等室長の原でございます。 本日はどうぞよろしくお願いたします。 本日、出席委員 16 名全員がオンライン参加になっております地方労働審議会例第 8 条第 1 項及び滋賀地方労働審議会運営規定第 3 条第 1 項及び第 2 項により本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。 それから滋賀地方労働審議会運営規定第 5 条に基づく審議会の公開につきまして、所定の手続きを行いました。本日傍聴の申し込みはありませんでしたのでご報告いたします。 なお、前回の地方労働審議会でも申し上げましたが、本日の議事録及び資料は原則公開されております。 議事録にはご発言者のお名前も記載させていただきますのであらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。 次に本日の資料でございますが、事前にメールで送付させていただきました「滋賀県東近江地域雇用開発計画」、それに添付されております参考資料、別便で送らせていただきました本日の次第と出席予定者名簿になります。お手元にご準備いただいておりますでしょうか。 それでは審議に先立ちまして待鳥労働局長からご挨拶申し上げます。</p> <p>皆さんおはようございます。滋賀労働局長の待鳥でございます。 本日は、委員の皆様には大変お忙しいところ第 43 回滋賀地方労働審議会にご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症に関しましては、本県にも今月末までを期限</p>
-----------------	--

とする緊急事態宣言が発令されており、多い日には1日の新規感染者が200人を超えて病床占有率も90%を超えるなど感染が急拡大したと認識しております。

現在では落ち着きつつあるものの、まだまだ楽観視できない状況でございます。感染防止対策の一層の徹底が求められていると思います。

こういった状況下における本県の雇用失業情勢に関して、7月の有効求人倍率につきましては、0.96倍で前月6月と比べまして0.04ポイント上昇しております。

有効求人数が、翌月連続で前年の同月を上回るなど、徐々に回復中にあると申しましたけれども、この緊急事態宣言の発令に伴う行動制限などにより、雇用失業情勢にどのような影響があるかを注視しているところでございます。

今のところ、新規求職者が急増するなか、顕著な変化は見られませんが、労働局の総合労働相談コーナーを始め、新型コロナウイルス感染症に関する相談は増加傾向で推移しており、なかでも小学校等の休業に伴う休暇に関する問い合わせが非常に多くなってきております。

引き続き新型コロナウイルス感染症の雇用・労働への影響に関しましては、迅速な情報収集と関係機関との連携に努めて参りたいと考えております。

また、皆様既にご承知かと思っておりますけれども、本県の地域別最低賃金改定、これにつきましては、滋賀地方最低賃金審議会においてご審議いただき、本年度28円引き上げて896円とする改定決定を行いまして、10月1日からの発効を予定しております。

労働局では中小企業や小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けてより一層の取組を行うこととしております。

特に事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に取り組んだ事業主に支給される業務改善助成金、これにつきまして特例的な支給を受ける要件緩和や制度拡充が行われておりますので、この業務の促進を図って参ります。

更に新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって特に厳しい状況にある中小企業等に対し、雇用維持のための取組の継続を図っていただく観点から雇用調整助成金等につきましても10月から12月までの間、支給要件を緩和する特例措置が設けられましたので、これらの審査につきまして積極的な周知に努めて参りたいと考えております。

さて、本日の議題でございますけれども、地域雇用開発促進法に基づき東近江地域が本年5月に雇用開発促進地域の要件に該当するとなりました。

滋賀県におきまして、滋賀県東近江地域雇用開発計画が策定され、厚生

<p>古川雇用環境改善・均等推進管理官</p>	<p>労働大臣宛に申請されました。</p> <p>本日は、その計画をお諮り申し上げますので、ご審議につきまして、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上をもって、簡単ではございますけれども開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>京樂会長</p>	<p>それでは、これから議事運営につきまして、京樂会長の方をお願いをしたいと思います。</p> <p>京樂会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>木藤職業安定部長</p>	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>今日はお忙しい中ご出席いただきましてどうもありがとうございます。</p> <p>本日の議題は1件でございます。</p> <p>ただいまの局長のご挨拶にもありましたけれども、本日は、ただいま画面に表示されております地域雇用開発促進法に基づく「滋賀県東近江地域雇用開発計画」について諮問を受けております。</p> <p>皆様の忌憚のない活発なご意見をいただき議論ができればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次第に基づきまして議事1の滋賀県東近江地域雇用開発計画について事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
	<p>それでは説明をさせていただきます。職業安定部長の木藤です。</p> <p>日頃より労働行政の業務運営にご理解とご協力を承りこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>それでは7月の高島市の地域雇用創造計画に続き、今回、滋賀県東近江地域雇用開発計画につきまして、事前に送付させていただいております滋賀県東近江地域雇用開発計画28ページまで、参考資料8ページまでである資料を使ってご説明をさせていただきます。</p> <p>なお、本日は、計画を策定されました滋賀県商工労働観光部労働雇用政策課の堀江主任主事にも、リモートでご参加いただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、参考資料の1ページ目の当該計画の策定根拠になりますのが、地域雇用開発促進法になります。</p> <p>こちらの雇用開発計画について簡単に申し上げますと、大都市と地方との雇用格差が大きい場合に国が地域を指定し自治体が当該地域の雇用機会を開発するための計画を策定し、その計画の取組に対して国が支援していく内容になります。</p> <p>次に国の支援スキームになります。</p>

4 ページ目をご覧ください。

上段の左側には雇用開発促進地域、下段には自発雇用創造地域 2 種類ございまして、前回の高島市につきましては、自発雇用創造地域による支援だけでしたが、今回の東近江地域につきましては、雇用開発促進地域による支援となります。

なお、その地域につきましては、ハローワークの管轄を対象地域としておりまして、今回の東近江地域であれば近江八幡市、東近江市、蒲生郡日野町及び竜王町の 2 市 2 町になります。

具体的には都道府県がまず、関係市町村、今回の支援対象地域では、近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町からの意見を聞いたうえで地域雇用開発計画を策定、その後、関係の行政機関の長に協議し、合わせて今回の地方労働審議会にご審議いただき、その後、厚生労働大臣から同意が得られれば今回は国からの助成金という枠組みで支援が受けられることとなります。

なお、この計画期間につきましては、3 年間でございます。

次に 5 ページをご覧ください。

雇用開発促進地域に該当する為の要件が記載されております。

簡単に申し上げますと、まず 1 つ目、先ほども申し上げたとおりなのですが、ハローワークの管轄する地域単位であること、2 つ目は、その管轄する地域の労働力人口に対して仕事を探す人の割合が相当程度高いこと、3 つ目は、東京や大阪等といった大都市圏内の区域や大都市圏に隣接する地域でないということが要件となっており、今回の東近江地域はこの要件に全て該当しているということになります。

次に 6 ページをご覧ください。

現在の全国における雇用開発促進地域の一覧になります。

滋賀県では、昨年度 3 月にご審議いただきました大津・高島地域が令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までこの雇用開発促進地域に指定されております。

続きまして、滋賀県東近江地域雇用開発計画についてご説明をさせていただきます。

滋賀県東近江地域雇用契約開発計画と記載された資料についてご覧ください。

1 ページ目ですが、ハローワーク東近江の管轄をしている地域の地図を載せております。ご覧のとおりなのですが、ハローワーク東近江は今回の対象地域、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町を管轄しております。

2 ページ目にはその地域の概況を記載しております。

この地域につきましては、面積は滋賀県全体の 18%、人口も 22 万 9 千

人、県全体に対する割合が 16%となっております。

また、地域の特徴で言えば名神高速道路の開通を契機に電子部品や自動車、製薬、化粧品等の工場が集積しているというのが特徴です。

5 ページ目に就業構造が載せてあります。

東近江地域は滋賀県全域と比べましても製造業に重視している労働者の割合が高いです。

続きまして 3 ページ目以降にございますのが、求人・求職の条件でございます。

参考資料の 5 ページに雇用開発促進地域に該当する要件が記載されておりますが、それと併せてご覧いただければと存じます。

参考資料 5 ページ目の 2 のところにある求人・求職の要件なのですが、東近江地域につきましては、①と②の要件を満たしております。

①の労働力人口に対する平成 30 年度から令和 2 年度における一般求職者数の割合が月平均値 2.9%以上という要件につきましては、特に東近江地域につきましても新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度において求職数が増加したこともございまして、東近江地域の平成 30 年度から令和 2 年度における一般求職者数の月平均値の割合がとなり要件を満たすということになりました。

続きまして、一般有効求人倍率、常用有効求人倍率の月平均値の要件につきましても東近江地域は令和 2 年度の一般有効求人倍率の月平均値が 0.73 倍となり②の基準を満たすこととなりました。

これにつきましても、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により求職者が増加する一方で、製造業や小売業と言った業種の求人数が減少したことが要因であると考えております。

続きまして、地域雇用開発の目標ですが、6 ページ目に目標が記載されております。

滋賀労働局やハローワーク東近江等と連携し、概ね 80 名の雇用を創出することとされております。

続いて具体的な方策ですが、今回、厚生労働大臣から同意が得られれば国から助成措置が受けられる地域雇用開発助成金を活用して雇用創出を図ることとされています。

地域雇用開発助成金の概要は参考資料の 7 ページ目にごございます。

今回の雇用開発促進地域等の雇用情勢に厳しい地域におきまして、事業所の設置整備、あるいは、創業に伴いその管轄の地域求職者を雇用した事業主に対して助成する制度です。

1 年毎に最大 3 年間支給、1 回あたりの支給額上限が 960 万となっております。

当該助成金の支給の流れですが、8 ページ目をご覧いただければと思い

	<p>ます。</p> <p>資料の下の支給額のとおり、設置等の費用と雇入れによる増加した労働者数に応じて、助成額が異なっております。</p> <p>中小企業の場合は、初回の支給額に2分の1の額を上乗せして支給、創業の場合は、初回の支給額はかつこ内の額を助成し、インセンティブを付けた形での支給となっております。</p> <p>また、こちら基本と優遇という欄がございまして、助成金の申請する事業主が生産性要件を満たした場合、この表にあります優遇の欄にある額を支給する形となります。</p> <p>この生産性要件なのですけれども簡単に申し上げますと、生産性とは営業利益、人件費、減価償却費、動産、不動産賃借料、租税公課といった付加価値の額を雇用保険者数で割った数字になります。</p> <p>当該助成金の申請を行う直近の会計年度における生産性はその3年度前に比べて6%以上伸びていること、またその3年度前に比べて1%以上伸びていることが要件になります。</p> <p>ただし、1%以上につきましては、労働局が事業主の承諾を得て取引先である金融機関等を照会し、その結果を元に生産性要件に該当するかどうか判断する形となります。</p> <p>その他にも、この計画では助成金に加えて労働局やハローワーク東近江と連携し、職業訓練、キャリアコンサルティング、きめ細やかな職業紹介、就職面接会や企業説明会を実施し、地域内の求職者の就職の促進を図ることとされております。</p> <p>また、更にこれらの取組が効果的に行われるよう積極的な周知を実施するとともに地域における雇用開発を効果的に推進するため、滋賀労働局、ハローワーク東近江、関係市とも連携しながら進めることとされております。</p> <p>また、計画の7ページ目の(2)には地域雇用開発の促進に資する県の取組が記載されております。</p> <p>平成31年3月に策定した滋賀県基本構想にある「変わる滋賀 続く幸せ」の基本的理念のもと、皆で目指す2030年の姿を、人、経済、社会、環境の4つの視点で描き、この実現に向けて取組を進めることとされております。</p> <p>さらに、基本構想の重点施策を推進するため、人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀、総合戦略では、人材の確保、定着等に取り組むこととされております。</p> <p>また、この計画につきましては、厚生労働本省から関係省庁へ協議を行ったうえで厚生労働大臣の同意を得るという手続きとなります。</p> <p>その過程で計画の内容に修正等が生じる可能性があることをあらかじめ</p>
--	---

京樂会長	<p>申し添えます。</p> <p>私からの説明は以上になります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、ただいまのご説明について、審議をしていきたいと思ひます。</p> <p>事前の意見やご質問は特になかったというふうに聞いておりますけれども、今日は改めてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>いかがでしょうか。はい、松田委員お願ひいたします。</p>
松田有加委員	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>素朴な疑問なのですが、目標が80名程度の雇用の創出ということだったと思ひますけれども、その根拠についてお聞かせ願ひできませんでしょうか。</p>
木藤職業安定部長	<p>滋賀県の堀江主任主事、お答えいただけますでしょうか。</p>
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課堀江主任主事	<p>滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課の堀江です。お世話になります。</p> <p>根拠の数字としましては、大規模小売店舗立地法にかかる届出のほか、企業立地に掛かる助成金の現在の申請数をベースに算出しております。</p> <p>こちらはこれまでの東近江の計画や、大津、高島でも同様の水準にさせていただいております、結果は大きく外れてないということから今回もこの数字を使わせていただいております。以上です。</p>
京樂会長	<p>松田委員、それでよろしいでしょうか。</p>
松田委員	<p>はい、ありがとうございました。</p>
京樂会長	<p>はい、では他にご質問、ご意見いかがでしょうか。</p> <p>はい、川添委員お願ひいたします。</p>
川添委員	<p>川添でございます、いつもお世話になっております。</p> <p>計画書の4ページ、3（1）の求人数のところなのですが、令和元年度から令和2年度にかけて40%を超える大きな減少になっております。</p> <p>先程のご説明では、新型コロナウイルス感染症が原因だということでありましたけれども、それ以外の何か原因というのは考えられるのでしょうか。</p>

	<p>よろしくお願ひします。</p>
<p>木藤職業安定部長</p>	<p>はい、回答させていただきます。 大きな要因としては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で、特に製造業中心に、宿泊業などの求人減少しているものと考えています。 新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると認識しています。</p>
<p>川添委員</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が原因であれば、感染症が収束すれば求人数は戻るという見込みが立つのでしょうかけれども、感染症以外が原因であれば、もっと深刻なものとなるという理解でよろしいのでしょうか。</p>
<p>木藤職業安定部長</p>	<p>その理解でよろしいと思います。</p>
<p>川添委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>京楽会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。 それでは、先程もご発言いただきましたけれども、滋賀県の担当者の方から何か補足等がありましたらいかがでしょうか。</p>
<p>滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課堀江主任主事</p>	<p>先程の木藤部長からのご説明のとおりです、特に私から補足等のご説明はございません。 よろしくお願ひします。</p>
<p>京楽会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 皆様いかがでしょうか。 はい、そうしましたら、今までたくさん議論しましたし、意見もなくなったのかなと思いますので、本計画につきまして、妥当であるという判断をしてよろしいでしょうか。 ご賛同いただける方は、リアクションボタンの拍手のマークをクリックしていただければと思います。 リアクションボタンは右の下の方にあります。 拍手ボタンは一番左の手の形をしているものですが、それを押しただけであればと思います。 いかがでしょうか。 皆様拍手されているように思いますので、それでは議論の結果を踏まえまして、当市の案文について事務局に用意していただきたいと思います。 委員の皆様には画面上でご確認をいただきたいと思います。 ただいま画面に表示されておりますけれども、ご異議がなければ、これ</p>

	<p>で答申とさせていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。 それでは、読み上げていきたいと思います。 滋賀労働局長待鳥浩二殿、令和3年9月15日付滋労発安0915第1号をもって照会があった「滋賀県東近江地域雇用開発計画」は妥当と認めます。以上です。</p>
待鳥滋賀労働局長	<p>はい、ご審議ありがとうございました。 ただいま、妥当であるということで回答いただきましたので、これにつきましては、速やかに当局の方から厚生労働大臣宛に、本計画を進達いたしたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
京楽会長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、議題の2番目に行きたいと思います。 「その他」でありますけれども、事務局から何かありますでしょうか。</p>
木藤職業安定部長	<p>7月31日付で、ご審議いただきました高島市の地域雇用創造計画につきまして、厚生労働大臣から同意が得られまして、国からの支援策であります、高島市が取り組む地域雇用活性化推事業について、採択され、8月31日付で、厚生労働本省からプレスリリースされましたのでご報告させていただきます。 改めてこの場をお借りして御礼申し上げます。 ありがとうございました。</p>
京楽会長	<p>はい、ただいま、プレスリリースの記事が画面表示されておりますので、ご確認いただければと思います。 その他に、事務局から何かありますでしょうか。</p>
古川雇用環境改善・均等推進管理官	<p>その他に特にございません。</p>
京楽会長	<p>はい、それでは以上を持ちまして、第43回滋賀地方労働審議会を終了したいと思います。 ありがとうございます。では、事務局にお返しいたします。</p>
待鳥滋賀労働局長	<p>京楽会長、どうもありがとうございました。 冒頭事務局からも申しあげました様に第10期での今回の審議なのですけれども、第10期委員の皆様任期につきましては、本年9月末までと</p>

<p>古川雇用環境改善・ 均等推進管理官</p>	<p>なっております。退任される委員の皆様には本日が最後の審議会となります。</p> <p>皆様には日頃より貴重なご意見を賜るとともに、当審議会の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたことにつきまして、改めてカメラを通してではございますけれども、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>皆様の今後の益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。</p> <p>また、第11期にご就任いただく皆様には引き続きよろしくお願ひしたいと思ひますので、今後共よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の審議会はこれで終了となりますが、次回の地方労働審議会は11月下旬の開催を予定しております。</p> <p>改めて11月下旬ということで日程調整をさせていただきますので、引き続きご就任いただく運営委員の皆様については、ご承知いただきたいと思ひます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>
------------------------------	--